規定の改正について

以下の規定につきまして、2023年10月16日付で改正を行います。

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

改正後

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

改正前

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

- 1 (省略)
- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づ き、非課税口座での取引において振替口座簿へ 記載または記録がされる上場株式等について、 当該振替口座簿への記載または記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で、 2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定 が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設 けられるものをいいます。以下同じ。) または累 積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座で の取引において振替口座簿へ記載または記録が される上場株式等について、当該振替口座簿へ の記載または記録を他の取引に関する記録と区 分して行うための勘定で、2018年から 2023年 までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を 除きます。) に非課税口座に設けられるものをい います。以下同じ。)が設けられている場合にお いて、当該非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当 組合に非課税口座を開設しようとする場合に は、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘 定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に 規定するものをいいます。以下同じ。)を添付し て、当該口座を開設しようとする年の前年10月 1日から開設しようとする年の9月30日まで に提出するものとします。
- 3~11 (省略)

- 1 (同左)
- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づ き、非課税口座での取引において振替口座簿へ 記載または記録がされる上場株式等について、 当該振替口座簿への記載または記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で、 2014 年から 2023 年までの各年 (累積投資勘定 が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設 けられるものをいいます。以下同じ。) または累 積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座で の取引において振替口座簿へ記載または記録が される上場株式等について、当該振替口座簿へ の記載または記録を他の取引に関する記録と区 分して行うための勘定で、2018年から2042年 までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を 除きます。) に非課税口座に設けられるものをい います。以下同じ。)が設けられている場合にお いて、当該非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当 組合に非課税口座を開設しようとする場合に は、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘 定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に 規定するものをいいます。以下同じ。)を添付し て、当該口座を開設しようとする年の前年10月 1日から開設しようとする年の9月30日まで に提出するものとします。

3~11 (同左)

12 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に 非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同 年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定 している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と租税特別措置法第 37 条 の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投 資契約を締結したものとみなして、同日に特定累 積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しま す。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定 める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は 除かれます。

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

(削除)

- ① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座へ の移管

第9条の2~第17条 (省略)

(追加)

第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

 $1 \sim 2$ (同)

- 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
 - ① お客様から当組合に対して第7条第2号に 基づく非課税口座に新たに設けられる非課税 管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を 記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼 書」の提出があった場合 非課税口座に新た に設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - <u>前各号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座 への移管

第9条の2~第17条 (同左)

以上